

大和市屋内こども広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第22号

大和市屋内こども広場条例の一部を改正する条例

大和市屋内こども広場条例（平成26年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表げんきっこ広場、個人利用、こどもの項中「300円」を「900円」に改め、同表げんきっこ広場、個人利用、おとなの項中「400円」を「1,000円」に改める。

別表備考第1項第5号中「満3歳から」を削る。

別表備考中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。